

## 園則（運営規程）

（名称及び所在地）

第1条 社会福祉法人たんぽぽ会が設置するこの虹の丘保育園（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 虹の丘保育園
- (2) 所在地 青森県八戸市湊高台一丁目16番4号

（施設の目的及び運営の方針）

第2条 当園の目的は、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、家庭において養護及び教育されることが困難な子どもに対し保育を提供することを目的とする。

2 当園の運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号。以下「市運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。
- (2) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (3) 集団生活の中、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び強調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- (4) 児童福祉法第18条の4の規程を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、総合的な保育・教育を行う。
- (5) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

（提供する保育の内容）

第3条 当園は、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

- (1) 第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

（利用定員）

第4条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 33人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。） 27人
  - ア 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 21人
  - イ 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、別紙職員表のとおりとする。ただし、員数は児童数により変動することがある。

(保育を提供する日)

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(保育を提供する時間)

第7条 当園の保育を提供する時間及び開園時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 7時00分から18時00分まで
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 8時30分から16時30分までのうち、保護者が保育を必要とする時間。ただし、7時から19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。
- (3) 開園時間 7時00分から19時00分まで

2 当園は、保護者がやむを得ない理由により前項に規定する保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。

3 当園は、一時預かり（開園時間内）を利用希望に応じて行う。

(保育料その他の費用等)

第8条 当園の保育を利用した保護者は、児童の居住する市町村の長が定める保育料を当該市町村に対し支払うものとする。

2 当園は、保護者から次に掲げる費用を徴収する。ただし、市町村が第1号に掲げる保育料を保護者から直接徴収する場合には、第2号に掲げる費用のみ徴収するものとする。

- (1) 児童の居住する市町村の長が定める保育料
- (2) 別表に定める費用
  - ア 保育の提供における便宜に要する費用 **※実費徴収**
  - イ 延長保育に係る費用、一時預かり（自主事業）に係る費用

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとし、当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

2 当園は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 保護者から利用の終了に係る届出が提出されたとき。
- (2) 保護者が法に定める支給認定要件に該当せず、市町村が支給認定を取り消したとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 当園は、児童の安全の確保を図るため、安全マニュアルに基づき必要な訓練等を行う。
- 2 当園は、事故発生防止のための指針を整備し、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生した場合は必要な措置を講ずる。

(非常災害対策等)

- 第11条 当園は、地域の特性に応じた非常災害に関する具体的な計画（災害対応マニュアル）を策定し、地震、水害等を想定した訓練を実施するほか、保護者及び市町村等への連絡体制を整備し、関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置)

- 第12条 当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による児童に対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項第2号における虐待等の行為とは、市運営条例第25条に規定する行為をいう。
- 3 当園は、当園の職員又は養育者（児童を現に養育する保護者等）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この園則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成29年4月1日

附 則

この園則は、令和元年9月14日から施行し、同年10月1日から適用する。

別紙職員表

職員の職種、員数及び職務内容 (児童数により変動あり)

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1	1		園長を助け、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主任保育士	1	1		園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに利用児童の保育をつかさどる。
保育士	13	7	6	利用児童の保育をつかさどる。
栄養士	1			利用児童の発達段階に応じ、給食・おやつ献立を作成する。
調理員	3	3		給食・おやつ調理及び調理室の衛生管理を務める。
事務職員	1	1		経理及び庶務等の事務全般を行う。
看護師	1	1		乳幼児の健康管理、保健指導等を行う。
用務員	1	1		園舎内外の管理維持と保育の補助を行う。
嘱託医	1			園児の健康診断ならびに保健助言。
嘱託歯科医	1			園児の歯の健康診断ならびに保健助言。

別表

1 保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）

項 目		金 額
主食費	2号認定子ども	月額 500円
副食費		月額 5,000円

2 延長保育に係る費用

項 目	金 額
18時～19時	(30分) 50円
保育短時間認定子どもで8時間を超えた場合	(30分) 50円

3 一時預かり（自主事業）に係る費用

項 目	金 額
8時30分～17時	(日額) 1,500円
8時30分～13時30分	(半日額) 800円
給食費（希望者）	(1食) 300円